

神奈川県周産期救急医療システム

運用マニュアル

〔 基幹病院を除くすべての分娩医療機関 〕

平成24年1月31日
平成26年4月1日改正
神奈川県保健福祉局保健医療部医療課

目 次

I 神奈川県周産期救急医療システムについて

1 神奈川県周産期救急医療システムの概要	2
2 周産期救急医療システムブロック	2
3 受入病院の役割	2
4 神奈川県救急医療中央情報センター	3
5 東京都との周産期広域連携体制（試行）	3
6 本文中の略称	4

II 救急搬送の手順

1 母体救急	5
2 新生児救急	7

III 参 考

1 各ブロック基幹病院	9
2 周産期救急医療システム運用にかかる情報提供	9

I 神奈川県周産期救急医療システムについて

1 神奈川県周産期救急医療システムの概要

本県では、昭和60年6月より「神奈川県周産期救急医療システム」を運用しています。

本システムでは、県内を6つのブロックに分け、それぞれ「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」として機能別に位置づけた受入病院を中心とした医師の判断に基づく医療機関同士の施設間搬送を原則として、分娩時の予期できない急変等に対処し、ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保しています。

2 周産期救急医療システムブロック

周産期救急医療システムでは、以下の6ブロックに区分されます。

ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村
横浜	横浜市	湘南	平塚市	西湘	小田原市	県央北相	相模原市
	鎌倉市		茅ヶ崎市		南足柄市		大和市
	藤沢市		秦野市		中井町		海老名市
川崎	川崎市		厚木市		大井町		座間市
三浦半島	横須賀市		伊勢原市		松田町		綾瀬市
	逗子市		大磯町		山北町		寒川町
	三浦市		二宮町		開成町		
	葉山町		愛川町		箱根町		
			清川村		真鶴町		
					湯河原町		

3 受入病院の役割

周産期救急医療システム受入病院は、病院種別ごとに以下のとおりの役割を担います。

(1) 基幹病院

ア 地域ブロックの拠点として、ブロック内の受入病院の状況把握に努め、分娩施設等からの患者受入要請に対して、受入先の調整を行う。

イ 重症例を中心に患者を24時間体制で受け入れる。

ウ 自病院で受け入れた患者が急性期を過ぎた際には、患者の状況に応じて中核もしくは協力病院への転院を積極的に行い、新たな重症患者を受け入れられる体制を常時確保する。

(2) 中核病院

ア 基幹病院からの要請に応じ、中等症以上の患者を中心に原則として24時間体制で受け入れる。

イ 基幹病院で受け入れることができない重症患者を体制の許す範囲で受け入れる。

ウ 基幹病院からの転院依頼に応じ、基幹病院において受け入れられ急性期を過ぎた患者を受け入れる。

エ 自病院で受け入れた患者が急性期を過ぎた場合、患者の状況に応じて協力病院等への転院を積極的に行い、基幹病院から新たな患者を受け入れられる体制を確保する。

(3) 協力病院

- ア 基幹病院からの要請に応じ、比較的軽度な患者を受け入れる。
- イ 基幹病院及び中核病院で受け入れた急性期を過ぎた患者を受け入れる。

4 神奈川県救急医療中央情報センター

神奈川県救急医療中央情報センター（以下「中央情報センター」という。）では、昼夜を問わない緊急問い合わせや受入先調整を行う基幹病院の負担軽減のため、基幹病院で受け入れが出来ない周産期救急患者について、県内の周産期システム受入医療機関に対して、周産期救急医療情報システムを活用することによって、基幹病院の指示の下、受入医療機関の情報収集及び紹介業務をすることで、基幹病院のサポートを行う役目を担います。

【周産期救急受入機関紹介業務】

中央情報センターで行う周産期救急受入機関紹介業務は、次のとおりです。

- ①受付時間：24時間体制。
- ②受付対象：県内基幹病院。
- ③対象患者：県内分娩施設にて発生し、基幹病院において受け入れ不可能な周産期救急患者であって、かつ、母体搬送が必要な患者のうち、基幹病院において中央情報センターに受入医療機関の紹介を依頼することが適当と判断された患者。
- ④範 囲：神奈川県周産期救急医療システム受入病院。県内その他医療機関および県外医療機関への応需確認は行わない。
- ⑤内 容：事務職員が対応するため、医療機関への確認は、基幹病院から連絡を受けた「調査票」の内容のみをもって、電話連絡により応需確認を行う。
- ⑥困難対応：トラブル発生時等、中央情報センターにおいて対応困難となった案件については、中央情報センターは速やかに基幹病院へ連絡し、基幹病院はバックアップをするとともに、基幹病院から中央情報センターに指示をするか、または基幹病院が引き継ぐものとする。

5 東京都との周産期広域連携体制（試行）

(1) 東京都との周産期広域連携体制（試行）について

平成24年1月31日から東京都と神奈川県相互による、周産期広域連携体制が試行されることとなりました。

【周産期広域連携体制（試行）の対象】

- ①救急搬送：県域を越えて搬送可能であると医師が判断した、原則として22週以降の母体搬送（転院搬送）。
※自都県内での受入先選定の結果、受入可能医療機関がなく、かつ各プロックの基幹病院（東京都においては総合周産期センター）における再確認の上においても、受入ができない場合に限る。
- ②戻り搬送：本試行により県域を越えて救急搬送された後、急性期を過ぎ、県内（都内）医療機関へ転院が可能と医師が判断した場合の母体及び新生児搬送。

(2) 東京都周産期搬送コーディネーター

東京消防庁内に設置し、都内の各ブロックの搬送先調整担当の周産期母子医療センター等からの依頼による全都的な母体・新生児搬送の搬送調整、搬送先選定に関するデータの整理及び統計の作成、医療機関基本情報調査等を行う役目を担います。

6 本文中の略称

「受入病院」……………県周産期救急医療システム受入病院

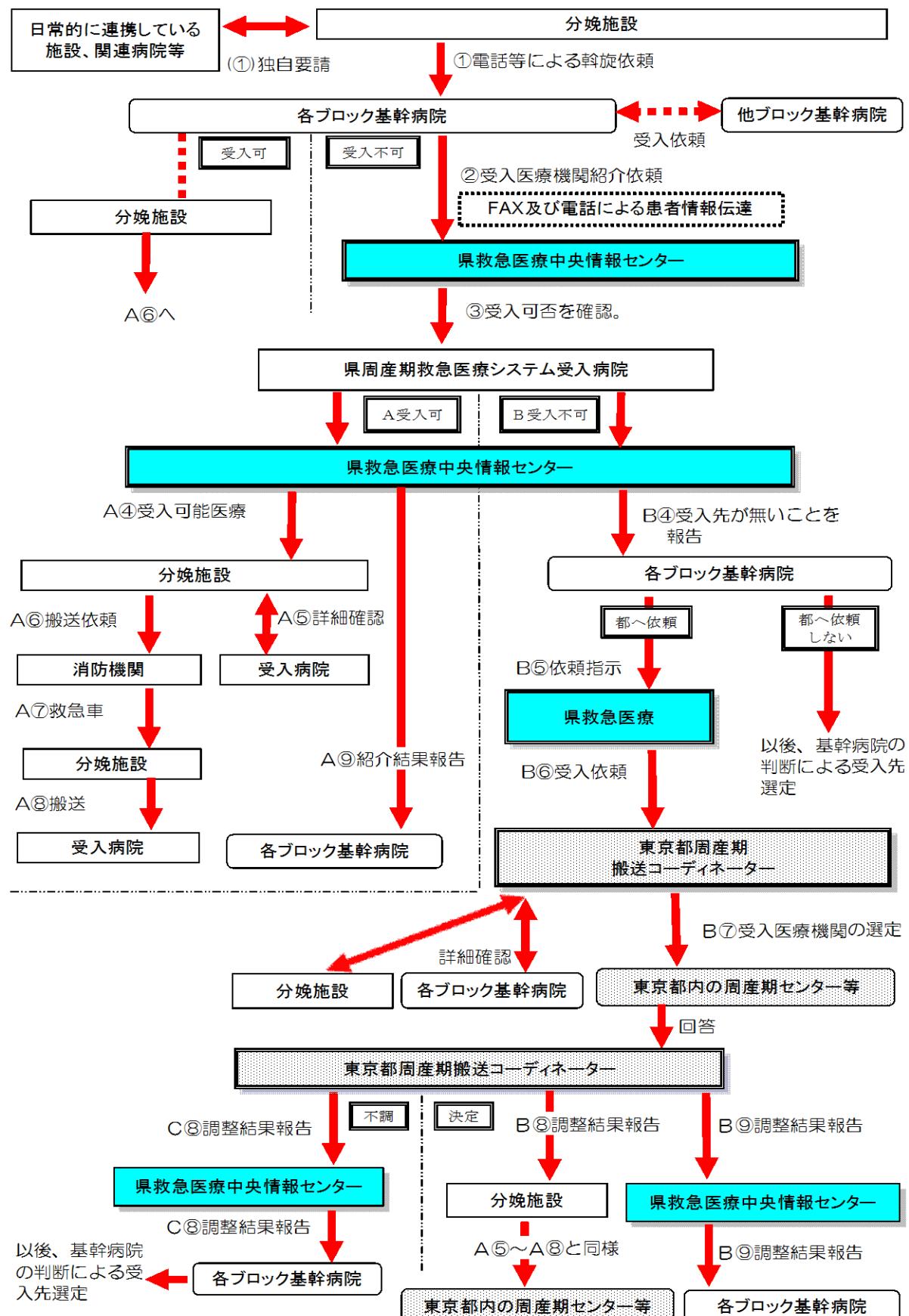
「中央情報センター」………神奈川県救急医療中央情報センター

「都コーディネーター」……東京都周産期搬送コーディネーター

「都内周産期センター等」…都コーディネーターにおいて受入調整を行う東京都周産期母子医療センター並びに周産期連携病院

II 救急搬送の手順

1 母体救急



フロー① 電話等による斡旋依頼（分娩施設⇒基幹病院）

ハイリスクの周産期救急患者であるため自施設で対応できないと、医師によって判断された場合、基幹病院へ直接電話をし、患者の病状等を説明した上で、斡旋依頼をする。

基幹病院において受け入れることになった場合は、引き続き消防機関等に搬送依頼を行う。（フローA⑥）

【県内受入病院での受入】

フローA④ 受入可能医療機関の紹介（中央情報センター⇒分娩施設）

フローA⑤ 詳細確認（分娩施設⇒受入病院）

受入医療機関が決まると、中央情報センターから連絡があるので、分娩施設は、受入病院に連絡をし、搬送に関する詳細について調整を行う。（受入医療機関から直接連絡が行くこともある。）

フローA⑥ 搬送依頼～フローA⑧ 搬送

周産期救急患者の搬送を行う場合は、分娩施設から消防機関へ搬送依頼を行うこととする。

その際、「紹介状・周産期（産科）救急患者診療情報提供書」を作成の上、消防機関に渡す。

※ 「紹介状・周産期（産科）救急患者診療情報提供書」は、県のホームページ（「神奈川県の周産医療体制について」の関連マニュアル類に掲載しているものを活用する。

【掲載場所】

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100366>

【都周産期センター等（都コーディネーターを活用）での受入】

フローB⑧ 調整結果報告（都コーディネーター⇒分娩施設）

県内で受入先が決まらず、都コーディネーターによる都内周産期センター等への受入調整が行われ、受入先が決まった場合、都コーディネーターから電話による連絡がある。

（都内の選定にあたり、必要に応じて、都コーディネーターから分娩施設に内容の照会に入る場合がある。）

以降は、フローA⑤～A⑧と同様に都内周産期センター等に連絡をし、詳細情報の確認及び搬送の手続きを行うこととする。

【上記以外の場合】

基幹病院から連絡があるので、指示に従い対応する。

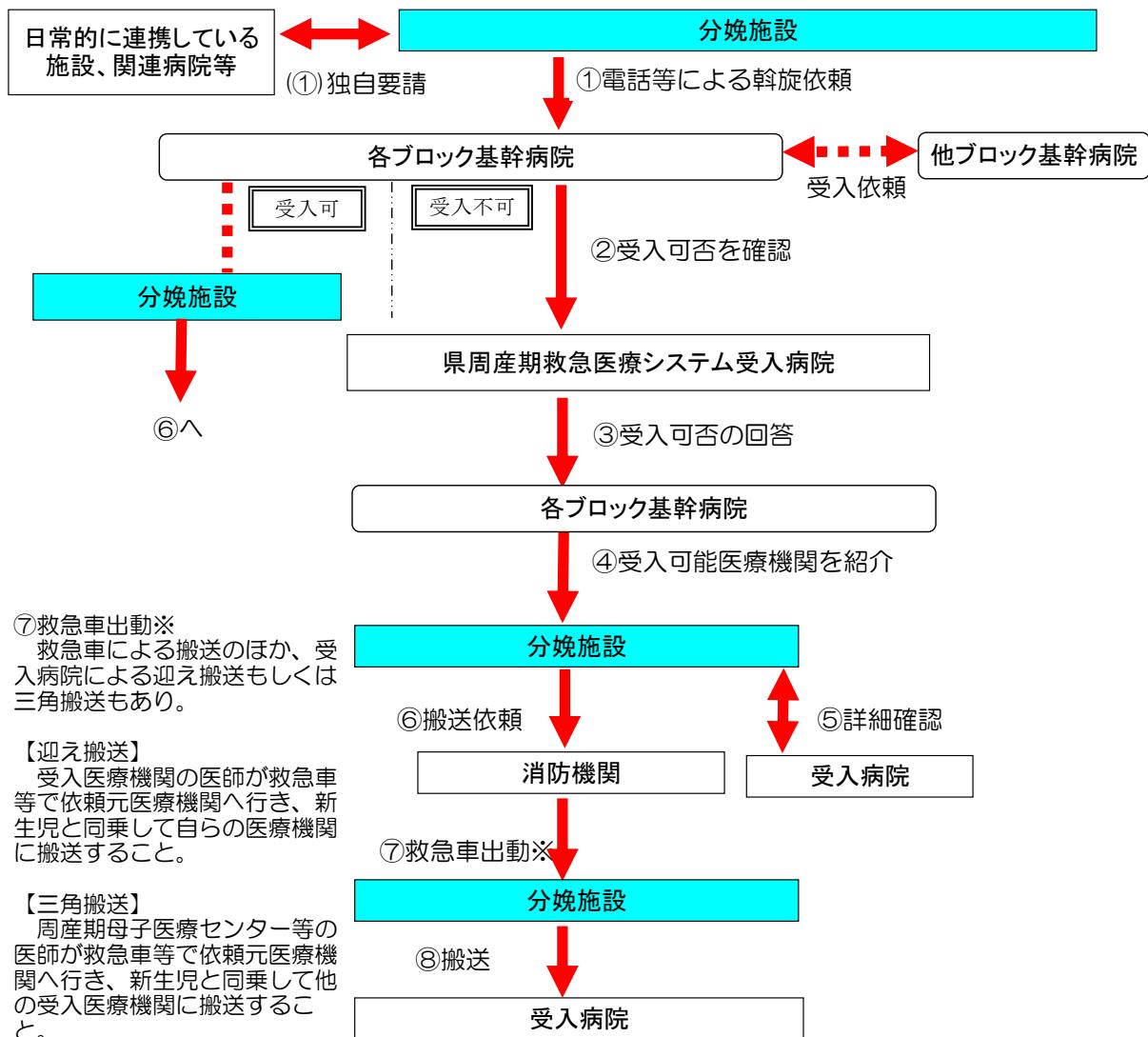
※1 患者の容体に変化等があった場合

基幹病院へ斡旋依頼後、患者の容体に変化等があって、緊急性が増した場合、あるいは斡旋の必要がなくなった場合については、至急、斡旋依頼をした基幹病院へ連絡する。

※2 調整の結果、紹介された医療機関が受入不可となった場合

中央情報センター（又は、都コーディネーター）から紹介を受けた医療機関との調整の結果、その医療機関で受入が不可となった場合については、速やかに中央情報センター（又は、都送コーディネーター）へ連絡する。

2 新生児救急



フロー① 受入依頼（分娩施設⇒基幹病院）

ハイリスクの周産期救急患者であるため自施設で対応できないと、医師によって判断された場合、基幹病院へ直接電話をし、患者の病状等を説明した上で、斡旋依頼をする。

基幹病院において受け入れることになった場合は、引き続き消防機関等に搬送依頼を行う。（フローA⑥）

フロー④・⑤ 受入可能医療機関の紹介（基幹病院⇒分娩施設）

受入病院が決まると、基幹病院から連絡があるので、分娩施設は、受入病院に連絡をし、搬送に関する詳細について調整してください。（受入病院から直接連絡が行くこともあります。）

フロー⑥ 搬送依頼～フロー⑧ 搬送（分娩施設⇒消防機関）

周産期救急患者の搬送を行う場合は、分娩施設から消防機関へ搬送依頼を行う。

その際、「救急医療情報提供書 周産期救急（新生児）」を作成の上、消防機関に渡す。

※ 「救急医療情報提供書 周産期救急（新生児）」は、県のホームページ（「神奈川県の周産医療体制について」の関連マニュアル類に掲載しているものを活用する。）

【掲載場所】

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100366>

※1 患者の容体に変化等があった場合

基幹病院へ斡旋依頼後、患者の容体に変化等があって、緊急性が増した場合、あるいは斡旋の必要がなくなった場合については、至急、斡旋依頼をした基幹病院へ連絡する。

※2 調整の結果、紹介された医療機関が受入不可となった場合

基幹病院から紹介を受けた医療機関との調整の結果、その医療機関で受入が不可となった場合については、速やかに基幹病院へ連絡する。

III 参考

1 各ブロック基幹病院（平成24年1月1日現在）

地区	該当市町村	病院名
横浜	横浜市、藤沢市、鎌倉市	県立こども医療センター
		横浜市大附属市民総合医療センター
		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
川崎	川崎市	聖マリアンナ医科大学病院
三浦半島	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町	横須賀共済病院
湘南	茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、秦野市、伊勢原市、厚木市、愛川町、清川村	東海大学医学部付属病院
西湘	小田原市、南足柄市、山北町、松田町、中井町、大井町、鶴見町、箱根町、湯河原町、真鶴町	小田原市立病院
県央北相	相模原市、大和市、座間市、綾瀬市、海老名市、寒川町	北里大学病院

2 周産期救急医療システム運用にかかる情報提供

神奈川県ホームページをご参照ください。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100366/>

周産期救急医療システムに関する問い合わせ先
連絡先：〒231-8588
横浜市中区日本大通1
神奈川県保健福祉局保健医療部医療課
地域医療・医師確保対策グループ 周産期救急担当
電話：045-210-1111 内線4877